

募集実施要領等に関する回答書

宇都宮市上下水道事業管理者

公 告 日	令和7年10月2日
告 示 番 号	宇都宮市上下水道局告示第45－35号
案 件 名	松田新田浄水場包括的維持管理業務委託

令和7年11月7日付「募集実施要領等に関する質問書」について次のとおり回答します。

No.	摘要	書類名	頁・項目等
1	質問 【提案項目】として、(1)～(3)が記載されています。一方、16頁_表Ⅲ-5 企画提案書提出時の提出書類にも、企画提案書の各様式が記載されていますが、一部、名称や並び順が異なります。表Ⅲ-5 企画提案書提出時の提出書類の名称や並び順を「正」とし、企画提案書の作成及び製本を行ってよろしいでしょうか。	募集実施要領	5 Ⅰ-3(1) 企画提案に関する事項
	回答 ご理解の通りです。		
2	質問 「業務総括責任者」について、要求水準書、性能仕様書、様式8の「業務責任者」及び業務委託契約書（案）の「業務主任担当者」は同一の技術者を指しているとの理解でよろしいでしょうか。その場合、すべて「業務責任者」と読み替えてよろしいでしょうか。	募集実施要領	5 Ⅰ-3(2) ① 配置技術者の名称
	回答 ご理解の通りです。		
3	質問 「主任技術者」とは、様式8の「業務副責任者」と同一の技術者を指しているとの理解でよろしいでしょうか。その場合、すべて「副業務責任者」と読み替えてよろしいでしょうか。	募集実施要領	5 Ⅰ-3(2) ① 配置技術者の名称
	回答 ご理解の通りです。		
4	質問 「業務提案書提出以降の…」とありますが、「企画提案書」と読み替えてよろしいでしょうか。	募集実施要領	7 Ⅱ-2 (1) 提案書の名称
	回答 ご理解の通りです。		
5	質問 「(2) 協力法人等の選定」、「(2) 参加資格の要件」となっており番号が重複しています。(3) 参加資格の要件、それ以降(4) (5) と読み替えてよろしいでしょうか。	募集実施要領	8 Ⅱ-2 (1) 番号の重複
	回答 ご理解の通りです。		
6	質問 様式4-1、4-2の3. 添付書類④財務状況について、表Ⅲ-4に記載がありません。財務状況をお示しする書類は直近3か年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書でお認めいただけますでしょうか。	募集実施要領	15 Ⅲ-4 財務状況の詳細
	回答 ご理解の通り、「直近3か年の貸借対照表」及び「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」の3点をもって財務状況を判断いたします。		
7	質問 「提出部数は、企画提案書類提出届（様式9）については1部、企画提案書については10部（正本1部、副本9部）とする。」とあります。企画提案書類提出届（様式9）は、正本の巻頭に綴じ込むとの理解でよろしいでしょうか。	募集実施要領	16 Ⅲ-5 (2) 提出書類
	回答 ご理解の通りです。		

No.	摘要	書類名	頁・項目等
8	質問 表Ⅲ-5 企画提案書提出時の提出書類には、企画提案書の電子データとして、「上記企画提案書を通して印刷できるようにしたPDF 形式データ一式をCD-ROM に収納し、提出すること。」とあります。 一方、様式10-10_見積と積算根拠の注意書きには、「総括、内訳及び明細はEXCEL 形式のファイルを添付してください。」とあります。 提出するCD-ROMには、以下の2点を収納するとの理解でよろしいでしょうか。 ①企画提案書のPDF 形式データ一式 ②総括、内訳及び明細はEXCEL 形式のファイル	募集実施要領	16 Ⅲ-5 (2) 提出書類
	回答 ご理解の通りです。		
9	質問 様式10-10に、要求水準書第2章第17条(6)「ユーティリティ調達業務」に記載されている項目（①備消耗品費及び材料、②燃料、③電力、④地下タンク点検、焼却ゴミ運搬、⑤薬品）が記載されておられません。 外注委託費の項目と同様に、新たに「7. ユーティリティ」の項目を追加することを提案いたしますが、よろしいでしょうか。	募集実施要領	16 Ⅲ-5 (2) 表Ⅲ-5 見積価格と積算根拠
	回答 「【様式10-10】見積と積算根拠」につきましては、見積価格総括表となっており、「水道施設維持管理業務委託積算要領（第三者委託・包括委託編）」を基に作成されております。 閲覧資料をご参考の上、貴社の考え方や積算状況に応じた項目の追加を行ってください。		
10	質問 「事業者を特定できるような表現や企業名は用いないこと。」とありますが、企業名及びロゴマークの記載を避けることを前提に、ノウハウを有することの根拠としての実績は、事業者を特定できる表現に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	募集実施要領	15 Ⅲ-5 (1) ① 事業者の特定
	回答 ご理解の通りです。		
11	質問 第17条(3)イ①建築設備保守点検に記載されている「施設清掃」と第17条(8)関連業務に記載されている「浄水場等の運転管理及び保全管理に係る付帯的業務（施設清掃及び植栽管理等）」とあります。それぞれの「施設清掃」の違いはありますか、ご教示ください。	要求水準書	第17条 (3) イ① 施設清掃
	回答 第17条(3)イ①に記載の「施設清掃」につきましては、機器清掃等を含めた清掃であり、第17条(8)に記載の「施設清掃」につきましては、「関連業務」であるため、その内容が衛生環境確保のための清掃となっております。		
12	質問 第17条(4)オに記載されている「高間木取水堰焼却ごみ運搬」と第17条(6)に記載されている「高間木取水堰焼却ごみ」の業務の違いをご教示ください。	要求水準書	第17条 (4) オ 高間木取水堰 焼却ごみ運搬
	回答 高間木取水堰において発生するごみは、「事業系一般廃棄物」であり、第17条(4)オに記載の「運搬」を行い、第17条(6)において処分をするものです。		
13	質問 地下タンク点検について、本業務が法定点検であれば、(3)イ①に含まれるとの認識ですが、本業務は、受注者による簡易的な点検との認識でよろしいでしょうか。	要求水準書	第17条 (6) 地下タンク点 検
	回答 地下タンク点検につきましては、市発注の場合において「検査・手数料」として区分されるため、第17条(6)に記載されておりますが、当該点検は「法定点検」となります。		
14	質問 本項に記載のある汚泥試験の分析費用は本業務に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書	第21条 (1) ア ①③ 汚泥の分析試 験
	回答 ご理解の通りです。		
15	質問 「浄水処理の確認のために行う水質検査」とある通り、水道法及び貴市水質検査計画の検査項目は含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書	第21条 (1) イ① 水質検査(毎 日検査)
	回答 ご理解の通りです。 また、毎日検査の項目は以下の通りです。 ・臭い ・味 ・色 ・濁り ・残留塩素		

No.	摘要	書類名	頁・項目等
16	質問 本文中に「・・・本要求水準書第17条(2)イに記載の・・・」とありますが、第17条(3)イに読み替えてよろしいでしょうか。	要求水準書	第21条 (2)イ 精密点検・試験等
	回答 ご理解の通りです。		
17	質問 委託者が別途発注される業務への対応等に関し、「委託者が別に行う点検・工事・修繕等の工程調整、工事立会を行うこと」とありますが、工事立会の具体的な内容及び責任分担につきましては、受注後に詳細を協議させて頂きたく、お願い申し上げます。	要求水準書	第21条 (3)ア 工事立会
	回答 要求水準書第21条(3)アに記載の「委託者が別に発注する業務対応等」につきましては、委託者が必要不可欠と判断した事象について双方が実施する業務における工程調整であるとともに、工事立会を実施するものであるとご理解下さい。		
18	質問 薬品等の受入れ業務にヘリウムガスが記述されていますが、同条(5)アの水道薬品の調達に含まれていません。購入の費用負担は委託者との認識でよろしいでしょうか。	要求水準書	第21条 (3)ウ⑧ ヘリウムガス
	回答 ご理解の通りです。		
19	質問 「採水等を含む水質検査等業務を行うこと。」とありますが、検査項目は本業務の対象である浄水処理の確認のために行う水質検査であり、それ以外は貴市にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書	第21条 (3)エ 臨時の水質検査
	回答 ご理解の通りです。		
20	質問 「1件当たり200万円未満を上限とする」とありますが、これは消費税および地方消費税を除いた金額を基準とするものでしょうか、それとも含まれた金額を基準とするものでしょうか。	要求水準書	第21条 (4) 修繕補修業務
	回答 修繕補修費につきましては、「消費税及び地方消費税を含む」金額となります。		
21	質問 1件当たり200万円未満の修繕補修は受託者の責任と読み取れますが、総額の基準が示されておりませんので、1件当たり200万円未満の修繕補修は無制限に実施しなければならない責務を負うことになり、民間企業としては大きなリスクになると思慮します。年間の上限金額を設定し、超過分に関しては協議していただける建付けとしていただけないでしょうか。	要求水準書	第21条 (4) 修繕補修業務の予算
	回答 修繕補修に関する年間上限金額の設定はいたしません。修繕補修の金額につきましては、閲覧資料にある過去の修繕補修実績を参考に貴社にてその上限金額を設定していただくとともに、性能仕様書第32条(1)にありますとおり、その実施に当たっては、事前の報告(協議を含む)が必要となります。		
22	質問 積算根拠とするため、1件当たり200万円未満の修繕補修について、直近3年の実績をご教示ください。	要求水準書	第21条 (4) 修繕補修の予算
	回答 自然災害等に係る修繕補修費は対象外であり1件当たり200万円の修繕補修実績は閲覧資料の通りです。		
23	質問 「水道用薬品(水質測定用の試薬類を含む。)」とありますが、水質測定用の試薬類とは、本業務で受託者が使用する試薬類であり、貴市が実施される水質検査の試薬類は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書	第21条 (5)ア 水道用薬品の調達
	回答 ご理解の通りです。		
24	質問 契約者は受託者となるのでしょうか。または、契約者は貴市で、受託者は支払い代行となるのでしょうか。	要求水準書	第21条 (5)ウ 電力の調達
	回答 受託者が契約者となります。		
25	質問 本項に記載されている研修等は、貴市主催の研修等であるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書	第22条 3(1) 研修への参加
	回答 ご理解の通りです。		
26	質問 「監視装置消耗品、機械、電気、計装設備の部品及び消耗品(試験試薬等含む)」とありますが、調達対象をご教示ください。	性能仕様書	第33条 (2)

No.	摘要	書類名	頁・項目等
	回答 性能仕様書別紙14に記載の通り、「監視装置消耗品、機械、電気、計装設備の部品及び消耗品(試験試薬等含む)」については、「汎用の補修材料」及び「水質試験用試薬・計器校正液等」が該当します。		薬品等調達
27	質問 「監視装置消耗品、機械、電気、計装設備の部品及び消耗品(試験試薬等含む)」について、積算根拠とするため、直近3年間の実績をご教示ください。	性能仕様書	第33条 (2) 薬品等調達
	回答 実績については別途、資料閲覧日を設定します。		
28	質問 契約終了時の性能確認 第42条と、第4章その他 経費の負担 第42条 の条番号が重複しています。第4章その他 経費の負担を第43条、それ以降も第44条、第45条、第46条、第47条と読み替えてよろしいでしょうか。	性能仕様書	第42条 番号の重複
	回答 ご理解の通りです。		
29	質問 「遠隔監視等に要する設備機器及び監視システムに係る経費」とありますが、受託者が業務履行上必要な機器を設置、使用する場合の経費との理解でよろしいでしょうか。	性能仕様書	第42条 (11) 経費の負担
	回答 ご理解の通りです。		
30	質問 「遠隔監視等に要する設備機器及び監視システムに係る経費」とありますが、第33条(2)に記載されている監視装置消耗品であり、これに係る通信費については、委託者の負担であるとの認識でよろしいでしょうか。	性能仕様書	第42条 (11) 経費の負担
	回答 ご理解の通りです。		
31	質問 「遠隔監視等に要する設備機器及び監視システムに係る経費」とありますが、第33条(2)に記載されている監視装置消耗品であり、これに係る通信費について受託者の負担である場合、積算根拠とするため、直近3年間の実績をご教示ください。	性能仕様書	第42条 (11) 経費の負担
	回答 質問30の回答の通りです。		
32	質問 「市が予定する年間の計画使用量(以下、計画値という。)に対して、±5%の範囲を超えたときとし」とあり、「表 調整の対象項目と計画使用量」の計画値は使用量がお示しされています。この場合、単価が上昇しても委託料は変更されず、近年の物価高騰を考慮した場合、受託者は大きなリスクを抱えることとなります。別紙15の業務と分担表においても、「受託者の責めによる調達費の増大、減少」以外の調達費の増大、減少は貴市の責任分担となっていることから、単価の変動についても委託料変更の条件に加えていただけないでしょうか。	性能仕様書	別紙11 水量の変動等 に基づく委託 料の変更
	回答 単価の変動については、原則変更しませんが別紙15の注釈6のとおり甲乙協議となります。		
33	質問 別紙10にて、契約種別、契約電力、力率、年間使用量をご提示いただいております。しかし、変動の大きい「再生可能エネルギー発電促進賦課金」および「燃料費調整額」に関する具体的な単価や年月が明示されておりません。さらに、別紙11にて、電気使用量が±5%の範囲を超えた場合に契約金額の変更が記載されており、その基準となるのは「様式10-10に記載する内訳書および別途作成する明細書に記述する金額および業務委託契約書の表3の変動費の単価」と推察されます。しかしながら、この基準額がいつの年月の単価を基に積算されたものであるか不明確でございます。この状況下では、受託者が独自に算定した電気料金と、委託者が予定価格に織り込まれた電気料金に大きな乖離が生じる可能性があります。公平かつ適正な応札価格の算出に支障をきたす懸念がございます。つきましては、予定価格に含められた各施設の電気料金をご開示いただくことは可能でしょうか。これらの情報をご提示いただくことで、入札参加者各社がより適正な応札価格を算出し、公平かつ円滑な入札執行に繋がると考えております。	性能仕様書	別紙10 電気料金
	回答 単価の開示はしません。		
34	質問 各施設の電気料金をご開示されなかった場合に対する質問です。電気料金の積算にあたり、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額は、予定価格に採用した年月および単価をご教示ください。	性能仕様書	別紙10 電気料金
	回答 令和7年度7月の単価を参考にしています。		

No.	摘要	書類名	頁・項目等
35	質問 調達費用の増大、減少の①②にある、想定配水量と原水水質範囲の基準となる数値についてご教示ください。	性能仕様書	別紙15 業務と責任分 担
	回答 想定配水量は別紙5の配水量をご参考下さい。 原水水質はISO9001に規定の通りであり、資料を供与します。		
36	質問 ⑤運転管理の内容に、「・各系統運用、系統融通、水量、水圧、水質管理の実施方法を提出すること」とありますが、本業務内各系統運用、系統融通、水圧の管理は不可能であると思慮します。本業務では「水量、水質管理の実施方法と読み替えてよろしいでしょうか。	提案評価基準	4 表1 企画提案書の 提案項目、内 容及び配点
	回答 ご理解の通りです。		
37	質問 「委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ。」とありますが、受託者との協議は必要と考えますのでご検討をお願いいたします。	業務委託契約書(案)	6 第19条2 著作権の譲渡 等
	回答 公表することにより、貴社が著しく損害を被る場合においては、協議の場を設けることとします。		
38	質問 「性能仕様書第32条の別紙11に定めるとおりとする。」とありますが、「性能仕様書第33条の別紙11に定めるとおりとする。」と読み替えてよろしいでしょうか。	業務委託契約書(案)	7 第24条第1項 業務委託業の 変更
	回答 ご理解の通りです。		
39	質問 「業務期間における変動費の額は表2のとおりとし、その単価は表3のとおりとする。」とありますが、表3の変動費の単価は、年度ごとに委託者および受託者で単価を調整するとの認識でよろしいでしょうか。	業務委託契約書(案)	15 別記2 変動費
	回答 表3にある、変動費の単価は契約締結後に決定するものであり、その後の単価変動の基礎資料となるものであるため、当該単価については、原則、変更しません。		
40	質問 3. 添付書類として①～⑨が記載されています。⑨その他添付書類とは、様式6の履行した実績を確認できる契約書、仕様書等の写しであるとの理解でよろしいでしょうか。	-	様式4-1参加 表明書(単独 企業用) 添付書類
	回答 ご理解の通りです。		
41	質問 類似業務実施件数とは、施設単位ではなく契約単位との理解でよろしいでしょうか。(例：同一施設を単年度契約で10年間の履行実績がある場合、10件と扱う)	-	様式6 類似業務実施 件数
	回答 ご理解の通りです。		
42	質問 類似業務の受注高(令和7年度の合計、下請も含む)は、「税抜き」との理解でよろしいでしょうか。	-	様式6 類似業務の受 注高
	回答 類似業務の受注高につきましては、「消費税及び地方消費税」を含んだ額での提示をお願いいたします。		
43	質問 性能仕様書 第8条 職階及び有資格者の基準に業務副責任者の仕様がありません。よって、業務副責任者の資格要件は業務従事者の資格要件(第8条(2))を満たしている者の中から、業務責任者不在時の代務が勤まる者を選任するとの理解でよろしいでしょうか。	-	様式8 配置予定業務 副責任者
	回答 ご理解の通りです。		
44	質問 「他社より優れていたと考えられる点」とありますが、受託者としては他社の管理手法や提案内容を知りえる手段がありません。よって、業務内容や特徴について記載すればよろしいでしょうか。	-	様式10-5 記載事項
	回答 ご理解の通りです。		
45	質問 募集実施要領、提案評価基準と様式内の記載事項に一部齟齬があるようにお見受けされます。よって、企画提案書は、募集実施要領及び提案評価基準に従い記載すればよろしいでしょうか。	-	様式10-1～ 10-9 記載事項
	回答 ご理解の通りです。		
46	質問 「従業員の教育訓練及び移動」とありますが、「従業員の教育訓練及び異動者への教育訓練」と読み替えてよろしいでしょうか。	-	様式10-4 記載事項
	回答 ご理解の通りです。		

No.	摘要		書類名	頁・項目等																																		
47	質問	別紙11にて記載されている数量と開示資料の設計書 第6号内訳書に記載されている数量と相違があります。委託料の変更の基準となる計画値になりますので、ご教示ください。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">設計書</th><th colspan="3">性能仕様書 別紙11</th></tr><tr><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th></tr><tr><td>凝集剤 超高塩基度</td><td>304,738</td><td>304,738</td><td>365,685</td><td>302,629</td><td>302,629</td><td>363,158</td></tr><tr><td>凝集剤 高塩基度</td><td>598,818</td><td>598,818</td><td>718,581</td><td>571,079</td><td>571,079</td><td>685,294</td></tr><tr><td>次亜塩素酸ナトリウム</td><td>328,754</td><td>328,754</td><td>394,504</td><td>319,298</td><td>319,298</td><td>383,158</td></tr></table>		設計書			性能仕様書 別紙11			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	凝集剤 超高塩基度	304,738	304,738	365,685	302,629	302,629	363,158	凝集剤 高塩基度	598,818	598,818	718,581	571,079	571,079	685,294	次亜塩素酸ナトリウム	328,754	328,754	394,504	319,298	319,298	383,158	性能仕様書	別紙11 調整の対象項目と計画使用量
		設計書			性能仕様書 別紙11																																	
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																															
凝集剤 超高塩基度	304,738	304,738	365,685	302,629	302,629	363,158																																
凝集剤 高塩基度	598,818	598,818	718,581	571,079	571,079	685,294																																
次亜塩素酸ナトリウム	328,754	328,754	394,504	319,298	319,298	383,158																																
回答	正誤表を出します。																																					
48	質問	類似業務の受注高(令和7年度の合計、下請も含む)は、令和7年度は受注高が確定しておりません。令和6年度の受注高は提出する財務状況と整合していることから、令和6年度の受注高を認めて頂けますでしょうか。	-	様式6 類似業務の受注高																																		
	回答	令和6年度の受注高とします。																																				
49	質問	災害及び緊急時対応業務（1）に記載してありますが「修繕依頼対応」とは具体的にどのような事なのかご教示ください。	性能仕様書	第35条 (1) 災害及び緊急時対応業務																																		
	回答	災害及び緊急事態等の発生時に、市の求め（修繕依頼）に応じ、貴社（業務従事者）が対応することができる修繕のことを指しています。																																				
50	質問	災害及び緊急時対応業務（3）に記載してありますが「支援依頼対応」とは具体的にどのような事なのかご教示ください。	性能仕様書	第35条 (3) 災害及び緊急時対応業務																																		
	回答	停電、火災、災害（自身、台風、渇水等）の発生時に、市の求めに応じ、業務従事者だけでなく貴社の派遣可能な範囲で人員を派遣し、対応することを指しています。																																				
51	質問	「受託者が負担する備品等は【別紙14】のとおりとする。」とありますが別紙14に記載がない物は委託者の負担という理解でよろしいのでしょうか。	性能仕様書	第42条 経費の負担																																		
	回答	本業務を実施する上で必要な備品等は、原則、受託者が負担することとします。 また、「備品等」に該当するか不明な物品については、都度、協議を行うものとします。																																				
52	質問	「保守点検マニュアルに基づき」とありますが、保守点検マニュアルをご提示頂けますでしょうか。	性能仕様書	第29条4																																		
	回答	IS09001の資料を供与します。																																				
53	質問	「水道水製造（浄水作業）の品質マニュアル」及び「松田新田浄水場運転管理マニュアル」の更新については、委託者の作業との理解でよろしいのでしょうか。	要求水準書	第21条 各業務の要求水準書																																		
	回答	原則、委託者の作業とします。																																				
54	質問	「臭気強度を3以下とする」とありますが、配水に対する臭気強度という理解でよろしいのでしょうか。	要求水準書	第21条 (1)ア① 1)6 水質管理の基準																																		
	回答	ご理解の通りです。																																				
55	質問	この項目にある「水道施設」とは、松田新田浄水場、高間木取水場、高間木取水堰という理解でよろしいのでしょうか。	要求水準書	第21条 (6)ア 関連業務委託																																		
	回答	「水道施設」とは、松田新田浄水場、高間木取水場、高間木取水堰の他、導水管(水管橋)が含まれます。																																				
56	質問	ポリ塩化アルミニウム（塩基度67～75%）について、使用は7月～10月の期間のみとありますが、水質等の変化による使用期間の変更は可能でしょうか。	性能仕様書	別紙11 表 調整の対象項目と計画使用量																																		
	回答	使用期間については、原則変更いたしません、不測の事態が発生した際は、協議を行います。																																				

No.	摘要	書類名	頁・項目等
57	質問 開示資料の設計書 第11-1号内訳書 業務委託（施設管理業務費）に「無停電電源装置等点検」が掲載されていません。本業務は対象外との認識でよろしいでしょうか。	要求水準書	第17条 (3) イ② 無停電電源装置等点検
	回答 ご指摘の「無停電電源装置等点検」につきましては、内訳表第11-2号 業務委託（施設管理業務費）に記載の「松田新田浄水場ほか1か所自家用電気工作物保安管理業務委託」に包含されております。 「無停電電源装置等」につきましては、「無停電電源装置」及び「直流電源装置」がこれに該当しております。 当該装置は、「制御盤」と「蓄電池」が一体化した設備であり、点検項目につきましては、閲覧資料No.17「松田新田浄水場ほか1か所自家用電気工作物保安管理業務委託」における「仕様書（別紙）」中の別表「点検頻度及び点検項目」の「遮断器 開閉器 配電盤 制御装置等」及び「蓄電池」をご参照ください。また、実務における点検状況をご確認いただく場合は、閲覧資料といたしまして、「令和4年度 松田新田浄水場ほか4か所受変電設備点検業務委託」の業務委託報告書がこれに該当いたしますので、開示を申し出てください。		
58	質問 「中央監視制御装置」の点検は、専門業者による点検と推察されます 一方、開示資料の設計書 第11-1号内訳書 業務委託（施設管理業務費）において計上がされておられません。点検内容や方法、費用について受託後、協議させてください。	性能仕様書	第29条 (2) 電気計装設備 点検 （遠方監視制御装置及び水質計器含む）
	回答 質疑番号58同様、「令和6年度 松田新田浄水場ほか1か所水質計器点検業務委託」の業務委託報告書がこれに該当いたしますので、開示を申し出てください。		
59	質問 「無停電電源装置等点検」の点検は、専門業者による点検と推察されます。 一方、開示資料の設計書 第11-1号内訳書 業務委託（施設管理業務費）において計上がされておられません。点検内容や方法、費用について受託後、協議させてください。	性能仕様書	第29条常 (2) 無停電電源装置等点検
	回答 質疑番号58同様、「令和4年度 松田新田浄水場ほか4か所受変電設備点検業務委託」の業務委託報告書がこれに該当いたしますので、開示を申し出てください。		